

陳 情 第 68 号	令 8. 6. 3 受 理
<p>(件 名)</p> <p>かごしま郡山風力発電事業について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私たち梨木野自治会は、かごしま郡山風力合同会社及び日本風力エネルギー株式会社（以下「事業者」）による（仮称）かごしま郡山風力発電事業計画において、法律上の「環境影響を受ける範囲と認められる地域」になり、風車から最も近い自治会である。</p> <p>地域に流れる梨木野川は神之川に繋がっている。その上流に二つの大きなため池が存在していることが最近になって判明した。</p> <p>容量は二つとも目視で10,000立方メートル以上はあろうかと推測されるが、最近4,000立方メートルほどの届出がなされているとの話を伺った。本当にそうなのか、「防災重点農業用ため池」や「特定農業用ため池」ではないか、届出制がゆえ、ため池の目的の確認とともに検証する必要がある。</p> <p>また、周辺には谷埋めで大きな盛土を伴う管理用道路が計画されている。梨木野地域は下流域に民家が存在しているが、急峻な地形を伴っているため、大雨時は大きな岩が音を立てて動いている。盛土で新設するこの管理用道路は昨今の気象状況に鑑みても危ないため、事業者にはこれまでも再三にわたって、既存の平坦な道路を活用するように変更を求めてきた。</p> <p>事業者自らも地元地域コミュニティ協議会（以下「協議会」）への説明資料に「既存道路や既存改変地を最大限利用する」と謳っている。しかし、協議会が意見したことに対して「既存道路については、風車部材等の運搬可否を検討した結果、通行条件や安全性等の観点から利用は困難であると判断したことから、現在の道路計画を採用している」と回答があったものの、その根拠は示されていない。</p> <p>私たちが検討した結果、新設するより既存道路を活用した方が安全性や通行条件がはるかに良いと考えられた。</p> <p>そのことを指摘しての再質問に対しては「平面図だけではなく、縦横断図や造成計画、排水計画、もちろん土量計算もそうで、安定計算や排水計画については今回、標準構造図で出しているが、小段排水を全部設けている。そういったところで安定計算を基にきちんと排水計画をする。排水計画が土木設計の重要なポイントになってくるため、今後は計画の詳細も示していければと思っています」と回答があり、代替案を検討した形跡すら見当たらなかった。</p> <p>既存道路不採用の理由説明や新設道路の必要性の合理的根拠が未提示であるため、詳細設計と代替案比較の正式提示が必要である。</p> <p>加えて、ため池周辺には土捨て場も計画されている。ここは山の尾根に位置しており、大雨が降</p>	

れば梨木野川に通じる水路も伴っているため、土砂流出は十分に考えられる。

梨木野周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されている。

谷埋めの盛土計画に加え、この二つのため池の存在を知ってからというもの、風車建設による騒音などの懸念とともに、下流域に住む私たちの不安は雨のたびに増すばかりである。

ため池との関連性に焦点を当てながら、防災を最大限意識した総合的な判断が求められる。

については、以上の要旨に基づき、下記事項について陳情する。

記

1. ため池決壊等の災害リスクへの懸念が強いことから、昨今の気象状況も加味しながら、まずは鹿児島市議会で現地確認を行い、鹿児島市に総合的な審査を求めること。
2. 鹿児島市は、梨木野川上流に位置する二つのため池の正確な容量、形状、目的及び安全性などを実測検証すること。
3. 上記2において、「防災重点農業用ため池」や「特定農業用ため池」として指定する場合、鹿児島市はいち早く必要な措置をとること。